

阿蘇市飼料価格高騰緊急対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ウクライナ情勢等による飼料価格高騰の影響を受けた畜産経営体の経営継続を支援するため、予算の範囲内で阿蘇市飼料価格高騰緊急対策支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、阿蘇市農林水産業振興補助金等交付規則(平成17年規則第104号。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 次に掲げる者のいずれかに該当するものであること。

ア 市内に住所を有する畜産経営体(以下「個人」という。)

イ 本市に事業所又は農場を所有する個人及び法人(以下「法人等」という。)

(2) 畜産物の生産販売を目的として家畜を飼養する個人及び法人等とする。

2 畜産物の販売を目的としていない個人及び法人等は、補助金の交付対象としない。

3 組合組織のある畜種については、当該組織で申請及び交付対象者とし、組合組織のない畜種については、個別に申請及び交付対象者とする。ただし、個人については、家族経営や共同経営等の複数人による営農形態の場合は、1経営体とし、代表者1人のみを申請及び交付対象者とする。また、法人等についても、市内に複数の事業所又は農場を有している場合も1経営体とし、代表者1人のみを申請及び交付対象者とする。

4 阿蘇市暴力団排除条例(平成23年阿蘇市条例第14号)第2条第1号及び第2号に該当しない者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表1に定める畜種に応じ、当該各号に定める額とし、交付対象者が当該各号に定める畜種のうち、複数飼養している場合は、畜種の合計額とし、上限20万円とする。

2 前項の飼養数は、令和4年2月1日現在の熊本県畜産統計調査の数とする。ただし、同調査で飼養数が確認できない交付対象者にあたっては、販売金額等により飼養数を確認するものとする。

(交付申請)

第4条 交付対象者が補助金の交付申請をするときは、阿蘇市飼料価格高騰緊急対策支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第3条に規定する畜種の飼養数または販売金額等が分かる書類の写し

(2) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、阿蘇市飼料価格高騰緊急対策支援事業補助金交付決定及び確定通知書(様式第2号)により、交付対象者に速やかに通知する。

(交付決定の取り消し及び返還)

第6条 市長は、交付の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、当該交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、直ちにその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の取り消しの決定を行った場合は、その旨を阿蘇市飼料価格高騰緊急対策支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補則)

第7条 その他必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 1

区分	交付額
乳用牛	1 頭当たり 1 万円 (上限 20 万円)
肉用牛繁殖 (月齢 18 カ月未満)	1 頭当たり 1 万円 (上限 20 万円)
肉用牛繁殖 (月齢 18 カ月以上)	1 頭当たり 1 万 5 千円 (上限 20 万円)
肉用牛 (肥育)	1 頭当たり 2 万円 (上限 20 万円)
農用馬	1 頭当たり 1 万円 (上限 20 万円)
養豚	1 頭当たり 2,000 円 (上限 20 万円)
養鶏	1 羽当たり 100 円 (上限 20 万円)

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

阿蘇市長 様

住 所

団体名

代表者氏名

阿蘇市飼料価格高騰緊急対策支援事業補助金交付申請書

阿蘇市飼料価格高騰緊急対策支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 補助金の算定基礎

家畜の種類	飼養頭羽数	1頭羽当たりの 交付額	交付申請額 (上限20万円)
乳用牛	頭	10,000円	円
肉用牛繁殖(月齢18カ月未満)	頭	10,000円	円
肉用牛繁殖(月齢18カ月以上)	頭	15,000円	円
肉用牛(肥育)	頭	20,000円	円
農用馬	頭	10,000円	円
養豚	頭	2,000円	円
養鶏	羽	100円	円

3 添付書類

- (1) 令和4年2月1日現在の飼養数が確認できる書類及び販売金額が分かる書類等
- (2) その他市長が必要と認めるもの

様式第3号(第6条関係)

指 令 番 号
年 月 日

住所

申請者 団体名

代表者氏名

様

阿蘇市長

印

阿蘇市飼料価格高騰緊急対策支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日 付けで交付決定した阿蘇市飼料価格高騰緊急対策支援事業補助金について、阿蘇市飼料価格高騰緊急対策支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付決定を取り消したので、当該補助金を返還してください。

記

1 交付決定取消理由

2 交付決定及び確定額 _____ 円

3 交付決定取消額 _____ 円

4 返還額 _____ 円

5 返還期限 _____ 年 月 日